

問Ⅵ - 1 - ④（公益目的事業財産）

一般社団法人の社員は会費を支払わなければならないのでしょうか。

答

- 1 法人がどういう者を会員、準会員、特別会員などとして定め、これらの者から会費を徴収するかどうか、徴収する場合に金額をどのように設定するかは、法人の判断に委ねられます。
- 2 したがって社団法人において、社員権を有する者である社員は、入社に伴い自動的に会費支払い義務が生じるわけではありません。法人が定款において、事業活動で経常的に生じる費用としての経費の全部又は一部を、社員から徴収する旨を定める場合に、社員は定められた費用を支払う義務を負います。この場合において公益法人認定法との関係では、社員が支払う経費の額に応じて社員の議決権に差を設けることはできず（公益法人認定法第5条第14号口）、また徴収にあたり用途を定めていなければ半分が公益目的事業財産になります（公益法人認定法施行規則第26条第1号）。